

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年二月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 さいたま幸手線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
北葛飾郡杉戸町大字下野字山合八 九五番一地先から同郡同町大字下野 字山合九四六番五六地先まで		区 間
一一・〇〇〃 一三・三〇	一〇・九九〃 一三・〇五	敷地の幅員 (メートル)
三二六・八二		延長 (メートル)
		備 考